

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準および評価方法
決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。
2. 金銭の信託の評価基準および評価方法
運用目的の金銭の信託は時価法によっている。
3. 固定資産の減価償却方法
無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っている。
4. その他財務諸表作成のための重要な事項
 - (1) 消費税および地方消費税の会計処理方法
税抜方式によっている。
消費税は従来、税込方式によっていたが、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）を適用したことに伴い、当年度から税抜処理によっている。これによる影響は軽微である。
 - (2) 繰延資産の処理方法
債券発行費については、銀行等保有株式取得機構債の償還期間（2年間）にわたり定額法により償却を行っている。
 - (3) 売却時拠出金資産見返について
売却時拠出金資産見返は、法律第四十八条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、法律第四十一条第三項の定めるところにより法律第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取りの申し込みをした会員が納付したものである。
5. 財務諸表等作成目的及び想定利用者
財務諸表等は、株式等の保有の制限等に関する法律の規定に従い内閣総理大臣および財務大臣に提出するために作成している。